

令和 7 年 8 月 2 9 日

嬉野市議会
議長 辻 浩一 様

総務企画常任委員会
委員長 山口卓也

総務企画常任委員会報告書

令和 7 年第 2 回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第 107 条の規定により報告する。

付託事件名「行財政改革について」

調査理由

本市における行財政運営の参考とするため、ふるさと納税制度の見直しや、地方分権改革等の国の動向等を調査した。また、昨今、話題となっている「103 万円の壁」「ガソリン暫定税率」「消費減税」等について、地方財政への影響や国の経済・財政面への影響などを調査するため、総務省及び財務省の担当者から見解を伺った。

また、千葉県市川市では令和 2 年に建設された新庁舎でワンストップ窓口等を実施されており、本市におけるフロントヤード改革の参考とするために取組状況を調査した。

調査概要Ⅰ 「地方自治体の行財政について」

【調 査 日】 令和 7 年 8 月 7 日

【調査場所】 参議院議員会館 1 階 議員第 1 会議室

【対 応 者】	財務省大臣官房文書課	課長	有利浩一郎	氏
	総務省自治税務局市町村税課	課長補佐	鳴田真也	氏
	総務省内閣府地方分権改革推進室	参事官補佐	喜山雄介	氏
	総務省自治財政局交付税課	課長補佐	宮崎正志	氏
	総務省自治税務局企画課	課長補佐	石田 渉	氏
	財務省主税局税制第一課	課長補佐	櫻井とおる	氏
	財務省主税局税制第二課	企画調整室長	和田康宏	氏
	財務省主税局税制第二課	課長補佐	坂本光一	氏
	財務省主計局調査課	課長補佐	目黒 梢	氏

1. ふるさと納税制度の今後の展望について

(1) ふるさと納税制度の見直しについて

- ①令和7年10月から寄附に伴って寄附者に対しポイント等を付与する者（ふるさと納税ポータルサイト等）を通じた寄附金の募集は禁止される。
- ②ふるさと納税の募集に要する費用の透明性の向上を図るために、地方自治体は、1支払先あたり100万円以上の募集費用について、支払先・支払額・支払目的を公表しなければならない。令和7年度の募集費用（令和8年9月に公表）から適用される。

(2) ふるさと納税に係る指定基準違反について

指定基準違反の実例詳細について説明を受けた（長野県須坂市、岡山県吉備中央町）。令和元年6月の指定制度施行以降に指定取消しとなったのは、5団体。指定取消しにあたっては、意図的になされたことかを加味して総合的に判断し、注意喚起をすることなく指定取消しとなるとのこと。（イエローカードを示すことなく一発でレッドカードを提示される）

(3) 「ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書」に対して

本市議会が、国に対して本年3月に提出した意見書の内容について見解を伺ったところ、寄附金収入を一般財源化とする制度の見直しの議論は行われていないとのことであった。地方からも様々な要望が出ているとのことであったが、嬉野市議会としても、ふるさと納税制度が地方の維持発展に必要な不可欠であることを伝え、地方に配慮した制度設計を行っていただくよう依頼した。

2. 地方分権改革の今後の展望と地方財政計画について

(1) 提案募集方式による地方分権改革について

地方からボトムアップで国の制度を変える取組みとして、提案募集方式を採用されている。地方が直面する課題解決のネックが国の制度である場合に、内閣府に制度改正を提案し、内閣府が各府省と折衝することで、制度改善を行うという趣旨である。事務の簡素化・効率化を進めることも目的とされており、事務の煩雑さを解消するような提案も対象となる。

(2) 偏在性の小さい地方税体系の構築について

行政サービスの地域間格差が顕在化しているため、税源の偏在性が小さ

く税収が安定的な地方税体系の構築に向け、現在、議論が活発化しているとのこと。1都3県でも東京都の豊富な財源により豊富な行政サービスの提供が可能となることから、さらに格差が拡大する仕組みとなっており是正が求められているとのこと。

(3) デジタル活用に関して

デジタル活用推進事業費が創設され、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行が可能となる。

自治体システム標準化に関して、運用費3割削減を目指していたが、むしろコストが増えているのではないかとされており、国費で負担するか地方が負担するか議論をされている状況であるとのこと。

(4) 財政調整基金の規模に関する考えについて

国として各自治体の財政調整基金の必要額等について基準があるわけではないとのこと。標準財政規模の20%程度が良いとされる考えについては、あくまで通説としての考えだと認識しているとのことであった。地域の実情に応じた指針を持つことが重要なのではないかとのこと。

3. 税制（103万円の壁、ガソリン暫定税率、消費税等）と地方財政との関係について

(1) いわゆる「103万円の壁」の引き上げについて

令和7年分所得に係る令和8年度個人住民税及び令和7年分所得税において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除、基礎控除等の見直しが実施される。減収見込額としては、国全体で、個人住民税が750億円程度、所得税が12,000億円程度と試算されている。

所得割非課税者の増加が見込まれることから、非課税世帯を対象とした給付事業や負担軽減策に係る行政負担にも影響があると予測されている。また、課税所得が減少することにより、行政サービスの負担額や給付内容が変わるものも考えられる（国民健康保険税・保険料の算定、所得割額に応じた利用者負担額の決定等）。

(2) いわゆる「ガソリン暫定税率」の廃止に関して

自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税（車体課税＋燃料課税）の状況について説明を受けた。これに関しては、歳入約3.4兆円に対し、歳出

約 5.7 兆円であり、今後見込まれるインフラの更新・老朽化対策を賄うための財源確保ができるのかという視点を持ってほしいとのことであった。

車体課税の見直しについて、自動車の重量及び環境性能に応じた税負担のあり方について検討され、令和 8 年度税制改正において結論を得ることとなった。

(3) 消費税について

消費税収の約 4 割、11.4 兆円は地方分であるとのこと（なお、地方の社会保障施策に要する経費は 23.9 兆円）。

消費減税に関して、減税された分が消費に回ることによって経済活性化に繋がると、巡り巡って所得税等でプラスの影響があるのではないか、との問いに対しては、影響調査について行ってはいるものの、明確な答えは持ち合わせていないとのことであった。

輸出還付金に関する問いに対しては、日本は輸出で国内経済を支えている側面もあるので、不合理な制度ではないとの認識のようであった。

4. 積極財政、緊縮財政に関する考えについて

まず、「積極財政」「緊縮財政」という定義そのものがなく、明確に考えを提示することはできないとのことであった。その上で、現在の日本の財政状況は、歳出が税収を上回る状況が続いており、その差の多くは建設公債・特例公債によって賄われていることから、現状でも積極的な財政を行っていると言えるのではないか、とのことであった。

いわゆる「国債 60 年償還ルール」について、先進国で日本だけが行っているということに関する問いに対しては、現状でも国債の借り換えを行っていることや、フランスでは形は異なるが別会計として返済をされている事例もあるといった答弁であった。国債格付の低下による国債利回り上昇を懸念されているようであった。

調査概要Ⅱ 「フロントヤード改革について」

【調 査 日】 令和 7 年 8 月 8 日

【調査場所】 市川市役所第 1 庁舎内

【対 応 者】	市川市役所市民部市民課	副参事	長井容子	氏
	市川市役所市民部市民課	主査	遠藤勇佑	氏
	市川市役所市民部市民課	主査	木下真弓	氏

1. ワンストップ窓口について

(1) 概要

市川市のワンストップ窓口は、引越しなどの住民異動手続き、それに関連する国民健康保険、介護保険、障がい者支援関係などの手続きについて、来庁者の方は場所を移動せず、担当職員が順次交代して必要な手続きへの対応が行われる。通常の窓口では、来庁者の方が必要な手続きの課を順番に回っていくが、市川市では最初に対応した職員が次の手続きの課に庁内用のスマートフォン（ワンストップ窓口の連絡専用スマートフォン）で連絡し、次の課の職員がテーブルに来てから引き継ぐ、交代制で対応されている。最初に総合受付での聞き取りで、来庁者が来庁した目的と手続きをする課を確認されている。

また、市川市では、バックヤード処理も含め、特にフロントヤード改革などをせず、従前の処理のやり方を効率化させてきたが、一方でアプリの活用によるオンライン申請の拡大にも取り組んでいるとのことであった。

(2) ワンストップ窓口に対する市民の方と職員の方の感想等について

開始当初は、総合窓口の混雑等の課題や職員が慣れずに時間がかかるなどの課題があったが、現在では、市民の方は便利さを実感されており、また、職員も慣れて、現在のワンストップ窓口が通常化しているとのことであった。

また、ワンストップ窓口を開始した当初のままの運用ではなく、状況に応じたフロアの配置変更などを実施されていた。総合受付を2か所に増設したり、国保年金障がい窓口を設置し、受付窓口の分散を図るなどスムーズな受付になるよう柔軟に対応されていた。

2. フリーアドレスの導入について

市川市では、新庁舎においてフリーアドレスの運用を開始されたが、移転後まもなく新型コロナウイルス感染症対策のため執務席を固定化したことによりフリーアドレスを終了し、現在も固定席で運用されている。書類の管理等もあり、現状の働き方から考えて、あえて費用をかけてまでフリーアドレスを再導入したいとの要望等もなく、今後も固定席によるオフィス環境を継続されるとのことであった。

委員会の意見

まず、ふるさと納税制度の見直しの状況を把握することができ、今後の運用面において参考にすることができた。また、本年３月に国に提出した意見書「ふるさと納税制度の持続的発展を求める意見書」に対する見解をうかがうことができ、改めて、ふるさと納税制度が地方の維持発展に必要不可欠であること、そして、地方に配慮した制度設計を行っていただくよう要望することができ、良い機会になった。

次に、「提案募集方式による地方分権改革」に関して、事務の簡素化・効率化を進めることも目的とされており、事務の煩雑さを解消するような提案も対象となることから、本市においても身近な業務を洗い出すなどして、対象事案があれば積極的な活用を期待したい。

また、いわゆる「１０３万円の壁」「ガソリン暫定税率」「消費減税」等について、総務省及び財務省の見解を聞くことができ、意見交換の機会も有意義なものであった。是非についての判断は難しいところではあるが、最終的には、国民が豊かに暮らしやすく、そして、国の経済財政が上向くような方向性となることを願うばかりである。

市川市におけるワンストップ窓口の取組状況に関しては、本市と人口規模が大きく異なることから、一概に比較することはできないが、市民の方の利便性を追求するために、職員の方々の新しい行政窓口へ順応する改善努力の積み重ねを感じとることができた。本市においてもフロントヤード改革の実現には一朝一夕にはいかないこともあると考えられるが、運用開始してからも常に改善意識をもって取り組んでいただき、市民の方が利用しやすい行政窓口の実現に向け努力されたい。

また、市川市では、フリーアドレスへの取組みについては、実情に応じ取捨選択の判断をされていた。実情に沿い、かつ、必要な範囲内で取り入れるなどの判断、見極める主体性が重要であると感じとることができた。フロントヤード改革に限らず、事業者等からの様々な提案があると思うが、本市においても市民目線の改革に繋がる視点、併せて、DX等の技術を活用して職員の働き方改革と行政サービスの充実を実現するという視点を根底に持ちながら、様々な取組みを推進されるように努められたい。